

議案第 39 号

石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 31 年 10 月 1 日から施行されることに伴
い、海洋センターの使用料を改正するため。

石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例

石岡市海洋センター条例（平成20年石岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条，第15条関係）

石岡市海洋センター使用料

1 体育館

（単位：円）

区分		9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	16:00～ 19:00	19:00～ 22:00
アリーナ	団体	440	440	440	440
	個人	50	50	50	50
トレーニング ルーム	団体	220	220	220	220
	個人	30	30	30	30

2 プール

区分	9:00～11:30	13:00～15:30	16:00～18:30
中学生以下	110	110	110
一般	220	220	220

備考

- 1 団体使用料の適用を受ける団体は，その人員が10人以上とする。
- 2 アリーナ及びトレーニングルームを2区分に分けて使用する団体の使用料は，2分の1の額とする。
- 3 単位時間に満たない場合は，当該単位時間とする。
- 4 2以上の時間区分にわたって使用する場合は，それぞれの区分に定めた使用料の合計額とする。

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。